

総務委員会請願・陳情説明資料

令和4年6月24日

件名	頁
1 元受理番号8 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願	2
2 2受理番号8 新型コロナウイルスの収束まで区立施設の使用料の半減を求める請願	4
3 2受理番号22 異性・同性パートナーシップ制度の制定に向けた取組の推進等に関する陳情	6
4 2受理番号25 足立区差別禁止条例の制定を求める陳情	9
5 受理番号2 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書を国に提出することを求める陳情	12

(総務部)

件名	元受理番号 8 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願
所管部課名	総務部総務課
請願の要旨	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	ぬかが和子議員、はたの昭彦議員、おぐら修平議員、長谷川たかこ議員、土屋のりこ議員
内容及び経過	<p>1 主な経緯</p> <p>(1) 核兵器禁止条約について 平成29年7月、国連本部においてオーストリアやメキシコなど核兵器非保有国が主導し、賛成122（反対1、棄権1）で採択された。 同条約は、核兵器の開発・保有・使用などを全面的に禁止している。 核兵器保有国やNATO諸国の大部分は、核抑止を前提とした安全保障体制への影響を理由として、同条約には参加していない。 日本も、核保有国が不参加であることによる同条約の実効性を理由として、参加を見合わせた。 令和2年10月24日に、批准した国が発効要件である50か国に達し、令和3年1月22日に発効した。なお、令和4年5月18日時点で批准したのは<u>61カ国・地域</u>である。</p> <p>(2) 核廃絶決議について 日本は平成6年から毎年、各国が連帯して核なき世界を目指すことを訴える独自の核兵器廃絶決議案を国連本部に提出している。 令和3年12月に行われた採決では、賛成<u>158</u>（反対4、棄権27）で採択された。</p> <p>(3) 「核兵器廃絶国際キャンペーン」ノーベル平和賞受賞について 平成29年12月、国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」がノーベル平和賞を受賞した。 これを受け、同月11日の記者会見で当時菅義偉官房長官は、「核軍縮・不拡散に向けた認識や機運が高まることは喜ばしい」と歓迎する一方、「核兵器保有国を巻き込む形で、現実的で実践的な核軍縮の取り組みを進める必要がある」と述べ、核兵器禁止条約に署名、批准しない方針を改めて表明した。</p> <p>(4) 核兵器禁止条約 締約国会議について <u>令和4年6月に、核兵器禁止条約の締約国会議がオーストリアにて初めて開催され、核兵器廃棄の期限や検証措置、核被害者援護の方法などを話し合う。条約を批准していないドイツとノルウェーはオブザーバーとして参加するが、日本政府はオブザーバー参加に慎重な姿勢である。日本からは広島市長や長崎市長、被爆者などが出席を表明している。</u></p>

	<p>(5) 核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議について</p> <p>5年に一度、約190カ国が参加する会議。<u>核軍縮や核不拡散などの締約国の取り組みを検証し、今後採るべき施策を議論する。令和4年1月に国連本部で10回目の開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期となった。前回平成27年の会議では、今後の行動計画などを盛り込んだ最終文書を採択できなかった。</u></p> <p>2 平和首長会議の取り組みについて</p> <p>同会議は、従来から核兵器禁止条約の締結に向けた交渉を即時に開始するよう世界各国へ要請しており、同条約の採択を契機に、核保有国を含めたすべての国が速やかに署名、批准するよう働きかけている。</p>
問題点等	

件名	2 受理番号 8 新型コロナウイルスの収束まで区立施設の使用料の半減を求める請願
所管部課名	総務部資産管理課 施設営繕部庁舎管理課 地域のちから推進部住区推進課 生涯学習支援室地域文化課、スポーツ振興課 産業経済部企業経営支援課 都市建設部道路公園整備室道路公園管理課 学校運営部学校施設管理課 子ども家庭部こども支援センターげんき支援管理課
請願の要旨	足立区立施設の使用料を新型コロナウイルスが収束するまでの期間、半額とする特別措置を講じること。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	はたの昭彦議員
内容及び経過	<p>1 主な経緯</p> <p>(1) 公共施設は受益者負担の原則に基づき、その維持管理等に要する費用の一部を施設使用料として、施設利用者に負担いただいている。</p> <p>(2) 施設使用料は施設の維持・管理に係る委託料や光熱水費、維持補修費、減価償却費等から原価計算のうえ、算定している（一部施設を除く）。激変緩和措置として従前使用料から±10%の範囲内での見直しを平成26年10月に実施して以降、据え置いている。</p> <p>(3) 請願日時点において、各施設の利用人数の制限は「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」（第2版：令和2年5月29日）に基づき、屋内施設・屋外施設とも収容率50%以内、人数上限を1,000人としていた。</p> <p>(4) 本請願と同一の内容は、令和2年8月17日付で以下の9団体から区に要請書が提出されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療財団法人健和会 ② 東京土建一般労働組合足立支部 ③ 医療法人財団健愛会 ④ 株式会社福祉協同サービス ⑤ 一般社団法人メディックス ⑥ 社会福祉法人すこやか福祉会 ⑦ 医療法人財団健愛会訪問マッサージ千手 ⑧ 保健医療福祉協同組合 ⑨ 足立健康友の会

**2 現在の「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」
（第16版令和4年5月23日）における施設利用等の制限（抜粋）**

(1) イベント開催制限について

	屋内		屋外
	大声なしの場合※ ¹	大声ありの場合※ ²	
大声あり イベント 概要	【大声ありのイベント】 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベントまたは必要な対策を十分に施さないイベント 【大声なしのイベント】 上記以外のイベント		
収容率	100%以内	50%以内	—
人数上限	収容定員の 100%以内	収容定員の 50%以内	—
	収容人数の定めがない施設は、十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）確保するよう努めるとともに使用条件を徹底		
利用時間	通常どおり		

- ※1 地域説明会・相談会等
クラシック音楽・歌劇・合唱・吹奏楽等のコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、演芸、講演会、展示会、商談会等
- ※2 ロックコンサート、ポップコンサート、スポーツイベント、キャラクター、ショー等の公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント

(2) 学校施設貸出における利用制限について

施設名等	大声なしの場合※ ¹	大声ありの場合※ ^{2、3}
教室 (多目的室、 その他特別教 室も含む)	40人以内 ただし人と人との間隔を 2m以上（最低1m）確保 するよう努めること	20人以内
体育館	人数の定めなし ただし人と人との間隔を 2m以上（最低1m）確保 するよう努めること	80人以内
校庭	人数の定めなし ただし人と人との間隔を2m以上（最低1m）確保する よう努めること	

- ※1 地域説明会、相談会、講習会、茶道、将棋、かるた、囲碁等
- ※2 民謡や合唱、吹奏楽などの練習等
- ※3 スポーツ（バレーボール、バスケットボール他）等

問題点等

件名	2 受理番号 2 2 異性・同性パートナーシップ制度の制定に向けた取組の推進等に関する陳情
所管部課名	総務部総務課、人事課、地域のちから推進部多様性社会推進課、 教育指導部教育指導課
陳情の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 異性・同性パートナーシップ制度等の制定に向けた取組を推進すること。 2 区職員に対して、区長が異性・同性間のパートナーシップを認定した場合、慶弔制度等において配偶者と同等の扱いをする制度等をつくること。 3 区立学校において、性の多様性等を含めた包括的性教育を推進すること。 4 区内生涯学習施設等において、性の多様性を含めた包括的性教育・学習を推進すること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 パートナーシップ制度について</p> <p>足立区男女共同参画社会推進条例（平成15年足立区条例第15号）の理念に基づき、区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合うことのできる社会を醸成するための施策の一つとして令和3年4月1日より「足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始。また、宣誓した方に未成年のお子様がいらっしゃる場合、併せて宣誓することができる。</p> <p>(1) 宣誓状況 宣誓<u>24</u>件 ※ うち<u>2</u>件がファミリーシップ（令和4年3月31日時点）</p> <p>(2) 「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」の結成 都内の「パートナーシップ制度」を導入<u>及び導入検討している自治体により結成（令和4年5月1日現在、16区市で導入、東京都も今年度秋に導入予定）</u>。</p> <p>性的マイノリティ施策全般の質的向上、パートナーシップ制度の利便性向上を目的に、情報共有・交流の場として、<u>令和3年度に計3回のオンライン会議を開催した。</u>今後も自治体間の連携を進めていく。</p> <p>2 性的マイノリティに関わる職員の慶弔休暇等について</p> <p>足立区では令和3年4月より、「足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」及び「足立区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部を改正し、同性パートナーを有する職員について、慶弔休暇をはじめとする特別休暇等の適用対象とした。併せて、「足立区職員の同性パートナーを有する職員に係る休暇に関する取扱要綱」を新たに制定し、アウティングの防止等を定めた。</p>

3 区立学校における性の多様性の教育について

(1) 国の主な動き

ア 平成20年、文部科学省は「人権教育の指導方法等の在り方について第三次とりまとめ」に性的指向、性同一性障害者を明記。

イ 平成27年、文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を教育委員会等に通知。

ウ 平成28年、文部科学省は「性同一性障害や性的指向に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について（教員向け）」を通知。

(2) 区立学校の現状

ア 平成29年度より、管理職を含む教職員に対し、性の多様性に関する理解を深めるための研修を年1回毎年実施。

イ 「性教育の手引き（平成31年3月東京都教育委員会）」に基づき、体育科（小学校）、保健体育科（中学校）、家庭科、道徳科等の各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などの学校の教育活動全体を通じ、発達段階に応じて、心身の発達や自他の多様な個性の理解と尊重等について指導。

ウ 児童・生徒から、着替え、トイレの使用、服装（特に中学校における標準服）等について相談があった場合には、個別の支援や配慮を実施。

エ 「性の多様性に関する困りごと対応マニュアル（令和3年12月足立区）」に基づき、児童・生徒に接する際の配慮事項について教職員に周知。

4 区民への性の多様性に関する啓発について

啓発セミナーとして希望があった区内各種団体や小・中学校を対象に出前講座を実施（令和3年度は計11回、1,343人参加）。

また、区民向け啓発講座を年2回程度実施（令和3年度は計2回、94人参加）。

加えてSNSの活用と併せ、LGBTに関する冊子（計16,000部）を配布するとともに講座資料としての活用を進めていく。

5 その他、性的マイノリティに関する区の実施

(1) 職員研修

平成29年度から、区職員（常勤）対象の研修を年3回（4年間で全職員が受講）実施。また、平成30年度には全管理職を対象に研修を実施。

(2) 施策検討会

庁内連携を図るため、外部有識者を交えた検討会を実施（令和3年度は1回）。

(3) 公文書の性別記載状況調査

平成30年度に全庁調査し、性別記載の必要性がない文書は記載の削除を要請。以降、追跡調査を実施。令和元年度には、性別記載を削除できない公文書は、可能な限り「男性」「女性」以外を選択できる様式とするよう庁内に要請した。

	<p>(4) 足立区LGBTガイドライン発行</p> <p>令和3年3月に、職員が多様な性に関する正しい知識と適切な対応方法を身につけるため「足立区LGBTガイドライン」を発行した。</p> <p>発行後、令和3年5月に職員に対してガイドラインに関する説明会を実施。</p>
問題点等	

件名	2 受理番号 25 足立区差別禁止条例の制定を求める陳情										
所管部課名	総務部総務課										
陳情の要旨	あらゆる属性に関わらず、人権を尊重し、差別を許さないまち作りをすすめるために、差別禁止条例を制定するよう求める。										
陳情者等	請願文書表のとおり										
内容及び経過	1 国の人権に関わる主な法整備の状況について										
	平成12年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育と人権啓発に関する施策の策定及び実施が、自治体の責務として明示された。										
	近年では、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成25年に「いじめ防止対策推進法」、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」、令和元年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行された。										
	2 近年の東京都内及び東京都周辺自治体の差別解消に関する主な条例										
	(1) あらゆる差別を禁止する条例										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成31年4月施行）</td> <td>罰則規定はないが、市長の附属機関の審議会では、人権侵害について調査などを行い必要な措置を答申する。</td> </tr> <tr> <td>人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例(狛江市、令和2年7月施行)</td> <td>罰則規定はないが市が相談・救済に関し必要な措置を講ずることを明記。市長の諮問会議を設置し、施策推進や相談・救済の仕組みを審議する。</td> </tr> <tr> <td>川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和2年7月全面施行）</td> <td>ヘイトスピーチ対策として刑事罰を盛り込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例（令和4年4月施行）</td> <td>罰則規定はないが区が相談・支援に関し必要な措置を講ずることを明記。<u>区長の附属機関の審議会を設置し、人権及び多様性の尊重に関する重要事項を審議する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	条例	特徴	国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成31年4月施行）	罰則規定はないが、市長の附属機関の審議会では、人権侵害について調査などを行い必要な措置を答申する。	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例(狛江市、令和2年7月施行)	罰則規定はないが市が相談・救済に関し必要な措置を講ずることを明記。市長の諮問会議を設置し、施策推進や相談・救済の仕組みを審議する。	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和2年7月全面施行）	ヘイトスピーチ対策として刑事罰を盛り込んでいる。	中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例（令和4年4月施行）
条例	特徴										
国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成31年4月施行）	罰則規定はないが、市長の附属機関の審議会では、人権侵害について調査などを行い必要な措置を答申する。										
人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例(狛江市、令和2年7月施行)	罰則規定はないが市が相談・救済に関し必要な措置を講ずることを明記。市長の諮問会議を設置し、施策推進や相談・救済の仕組みを審議する。										
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和2年7月全面施行）	ヘイトスピーチ対策として刑事罰を盛り込んでいる。										
中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例（令和4年4月施行）	罰則規定はないが区が相談・支援に関し必要な措置を講ずることを明記。 <u>区長の附属機関の審議会を設置し、人権及び多様性の尊重に関する重要事項を審議する。</u>										

(2) 性的マイノリティ及びヘイトスピーチの差別解消を特徴とした条例

条例	特徴
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成31年4月全面施行）	<p>【性的マイノリティ】 不当な差別の禁止を明記。差別の解消や啓発のための基本計画を定める。</p> <p>【ヘイトスピーチ】 差別的な言動の拡散防止及び学識経験者等で作る審査会の意見を踏まえ事案概要等の公表。</p> <p>公の施設における不当な差別的言動を防止するための利用制限について基準を策定。</p>

(3) 性的マイノリティの差別解消を特徴とした条例

条例	特徴
渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（平成27年10月全面施行）	項目に、性的マイノリティの人権の尊重、パートナーシップ証明を含む。
世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年4月施行）	性的マイノリティを明示。
豊島区男女共同参画推進条例改正（平成31年4月施行）	アウティングの禁止を規定。パートナーシップ制度を規定。
国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例改正（令和3年4月施行）	アウティング禁止を規定（平成30年4月施行）。改正によりパートナーシップ制度を規定。
港区男女平等参画条例改正（令和2年4月施行）	性的指向・性自認による差別的取り扱いの禁止。カミングアウトの自由とアウティングの禁止。性別表現の自由を保障。みなとマリージュ制度創設。
江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和4年4月施行）	性的指向・性自認による差別的取り扱いの禁止、アウティングの禁止、性別等に起因する人権侵害に当たる表現の禁止を規定。
武蔵野市男女平等の推進に関する条例改正（令和4年4月施行）	アウティングの禁止を規定。パートナーシップ制度を規定。

(4) インターネット上での権利侵害を特徴とした条例

条例	特徴
江戸川区インターネット健全利用促進条例（令和4年4月施行）	区民のインターネットリテラシーの向上、健全利用の促進及び権利を侵害された区民の支援をするための施策策定及び実施を規定。

3 区取り組みについて

平成21年に人権の推進に向けた基本的な方向性を示す「人権の推進をめざして」を策定した。現在、近年の人権に関わる法整備等を踏まえた内容とするため、改定作業を進めている。

問題点等

件名	受理番号 2 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書を国に提出することを求める陳情
所管部課名	総務部総務課
陳情の要旨	1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること 2. 辺野古新基地建設を断念すること 3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 日本の安全保障と沖縄に関する主な経過</p> <p><u>昭和27年 サンフランシスコ平和条約・日米安保条約発効（同時に日米行政協定発効）</u> <u>日本は主権を回復、沖縄は米国の統治下</u></p> <p><u>昭和35年 新日米安保条約発効（同時に日米地位協定発効）</u></p> <p><u>昭和44年 日米が沖縄返還に合意</u></p> <p><u>昭和47年 沖縄の日本復帰（沖縄の米軍専用施設は全国比58%）</u></p> <p><u>平成8年 日米が普天間飛行場の全面返還に合意</u></p> <p><u>平成18年 日米が普天間飛行場の代替施設を辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置することで合意</u></p> <p>2 普天間飛行場・辺野古新基地建設計画の主な経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年5月 「再編実施のための日米のロードマップ」により、日米両政府は普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置することで合意。「工法は原則として埋立て」についても合意。 ○ 平成25年12月27日 仲井真沖縄県知事、国が提出した普天間飛行場移設に向けた名護市辺野古沿岸部の埋め立てを承認。 ○ 平成27年10月13日 翁長沖縄県知事、辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しを表明。 ○ 平成27年10月27日 政府、沖縄県知事が決めた埋め立て承認取り消しの執行を停止し、埋め立ての代執行を行うことを決定。 ○ 平成27年10月29日 政府、辺野古沿岸部の埋め立て工事を開始。

<p>内容及び 経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年11月17日 政府、翁長沖縄県知事による辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しについて、撤回するよう求め、福岡高裁那覇支部に提訴。 ○ 平成27年12月25日 県、辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しの効力を止めた国の決定を取り消すよう求め、抗告訴訟を那覇地裁に提訴。 ○ 平成28年2月1日 県、辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しの効力を国が停止したのは違法として、その取り消しを求め、福岡高裁那覇支部に提訴。 ○ 平成28年3月4日 国、県双方が福岡高裁那覇支部が示した和解案を受け入れ和解成立。安倍首相が辺野古での移設工事中止を指示。 ○ 平成28年12月20日 国が埋め立て承認取り消しの撤回を求めた是正指示に従わないのは違法だとして訴えた「辺野古違法確認訴訟」の上告審で、最高裁第2小法廷は、県側の上告受理申し立てを棄却し、県側の敗訴が確定。 ○ 平成28年12月26日 県、辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消し処分を取り消し。 国、27日に工事を再開。 ○ 平成29年4月25日 国、辺野古の海に石の投入を始め、本格的な埋め立て工事に着手。 ○ 平成30年3月23日 県、国の工事差し止めを求めた訴訟で「訴えは不適法」として却下した一審那覇地裁判決を不服として控訴。 ○ 平成30年8月31日 県、埋め立て承認を撤回する通知書を沖縄防衛局に提出。 ○ 平成30年10月26日 県議会が「辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票条例案」を可決。 ○ 平成30年10月30日 国土交通相が埋め立て承認撤回に対し、効力を一時的に止める執行停止を決定。これに対して県は、11月29日に「国地方係争処理委員会」に執行停止の取り消し勧告を申し立て。 ○ 平成30年12月5日 福岡高裁那覇支部は、県が国を相手に破砕を伴う工事の差し止めを求めた訴訟の控訴審判で、訴えを却下した一審判決を支持し、控訴を棄却。県、最高裁へ上告。
--------------------	---

<p>内容及び経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年12月14日 辺野古沿岸部に土砂を投入。 ○ 平成30年12月19日 国土交通相による埋め立て承認撤回の執行停止処分に関し、国地方係争処理委員会は審査対象となる「国の関与」に該当しないと判断し、県の審査申し出を却下。 ○ 平成31年2月24日 辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票。 投票率は52.48%、埋め立て「反対」が投票総数の7割を超えた。 ○ 平成31年3月22日 県、埋め立て承認撤回の効力を一時停止した国土交通相の決定を違法として、その取り消しを求めて福岡高裁那覇支部に提訴。 ○ 平成31年4月5日 国土交通相、埋め立て承認撤回を取り消す裁決。 ○ 令和元年7月17日 県、埋め立て承認撤回の効力を取り消した国土交通相の決定を違法とし、その取り消しを求め、福岡高裁那覇支部に提訴。 ○ 令和元年8月7日 県、埋め立て承認撤回を取り消した国土交通相の裁決を不服として、同裁決の取り消しを求める抗告訴訟を那覇地裁に提起。 ○ 令和元年10月23日 福岡高裁那覇支部は、国土交通相が裁決で取り消した「埋め立て承認撤回」の効力回復を求めた訴訟について県の訴えを却下。県、最高裁へ上告。 ○ 令和2年3月26日 県が裁決取り消しを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁は上告を棄却。 ○ 令和2年4月21日 国、新基地建設予定地の地盤改良工事のための設計変更を県に申請。 ○ 令和2年11月27日 那覇地裁は、埋め立て承認撤回を取り消した国土交通相の裁決を不服として、県が処分取り消しを求めた抗告訴訟の判決で県の訴えを却下。 ○ 令和3年4月15日 県議会は、辺野古の埋め立てに関し、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使わないよう求める意見書を全会一致で可決。 ○ 令和3年11月25日 県は、新基地建設予定地の地盤改良工事のための設計変更申請を不承認
---------------	--

<p>内容及び経過</p>	<p>とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年12月7日 防衛省は、新基地建設予定地の地盤改良工事のための設計変更申請を県が不承認としたことを受け、行政不服審査法に基づき国土交通相に審査請求を行った。 ○ 令和3年12月15日 県の埋め立て承認撤回を国土交通相が取り消す裁決をしたのは違法として、県が裁決取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、福岡高裁那覇支部は訴えを却下した1審那覇地裁判決を支持し、県の控訴を棄却した。 ○ <u>令和4年4月8日</u> <u>国土交通大臣は、県が令和3年11月25日に行った不承認処分について取り消す裁決を行った。</u> ○ <u>令和4年4月28日</u> <u>国土交通大臣は、県に対し新基地建設予定地の地盤改良工事のための設計変更申請を承認するよう地方自治法に基づく是正の指示を行った。</u> ○ <u>令和4年5月30日</u> <u>県は、国土交通大臣が行った是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会に対し地方自治法に基づく審査の申出を行った。</u>
<p>問題点等</p>	